

## 国立水俣病総合研究センター

### 科学研究費助成事業－科研費－の適正な運営・管理及び不正防止に関する規程

平成21年11月5日

平成22年10月1日一部改訂

平成27年3月12日一部改訂

平成27年9月10日一部改訂

平成28年7月14日一部改訂

#### (目的)

第1条 この規程は、「研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン(実施基準)、平成19年2月15日、文部科学大臣決定」に基づき、国立水俣病総合研究センター(以下「国水研」という。)における科学研究費助成事業－科研費－(以下「科研費」という。)の適正な運営・管理及び不正防止等について必要な事項を定める。

#### (研究者の責務)

第2条 国水研の職員で研究代表者又は研究分担者を務める者(以下「研究者」という。)は、科研費の使用に当たっては、本規程及び関係法令等を遵守し、公正かつ適正な使用に努めなくてはならない。

- 2 研究者は、前項の責務を果たす旨の「誓約書」を所長に提出しなければならない。
- 3 研究者は研究データを保存し、必要に応じて開示しなければならない。

#### (最高管理責任者)

第3条 国水研に、科研費の運営・管理を適正に行うため、最高管理責任者を置く。

- 2 最高管理責任者は、機関全体を統括し、科研費の運営・管理に関する全ての責任を負うものとする。
- 3 最高管理責任者は、所長とする。

#### (統括管理責任者)

第4条 国水研に、最高管理責任者を補佐し、科研費の実質的な運営・管理を統括するため、統括管理責任者を置く。

- 2 統括管理責任者は、主任研究企画官とする。

#### (部局責任者)

第5条 科研費の実質的な運営・管理及び不正防止を適正に行うため、部局責任者を置く。

- 2 部局責任者は、部長とする。
- 3 部局責任者は、研究者に対し、適切な運営・管理を行うように指導する。

#### (事務担当窓口)

第6条 事務担当窓口は次のとおりとする。

- (1) 事務担当窓口は総務課とし、会計面については経理係、その他の面については庶務係が担

当する。

(2) 科研費の申請及び報告までの全般的な事務手続きの相談窓口としては、主任研究企画官が担当する。

(研修会・説明会の開催)

第7条 科研費の適正な運営・管理並びに不正防止を図るために、研究者及び事務職員を対象として、毎年度、研修会・説明会およびコンプライアンス教育を開催しなければならない。

(不正防止計画推進担当者)

第8条 国水研に、科研費の適正な運営・管理の不正防止計画を推進するため、不正防止計画推進担当者を置く。

2 不正防止計画推進担当者は、主任研究企画官とする。

3 不正防止計画は、別途所長が定める。

(内部監査)

第9条 科研費の適正な管理を行うため、内部監査を実施する。

2 内部監査は、別途所長が定める内部監査実施要領に基づき実施する。

(内部通報窓口)

第10条 国水研職員は、科研費の使用に関し、不正が疑われる場合又は不正が明らかになった場合は、速やかに内部通報窓口に通報しなければならない。

2 内部通報窓口は、総務課長とする。

(不正への対応)

第11条 通報等により、科研費の不正使用の疑いがある場合又は不正使用が明らかになった場合、総務課長は、ただちに部局責任者及び最高管理責任者にその内容を報告しなければならない。

2 最高管理責任者は、通報等の受付から30日以内に通報の内容の合理性を確認し調査の要否を判断するとともに、当該調査の要否を配分機関に報告しなければならない。また、報道や会計検査院等の外部機関から指摘があった場合も同様の取扱いとする。

3 前項の規定により調査が必要と判断された場合は、最高管理責任者は総務課長に調査委員会を設置させ調査を実施させるものとする。

4 調査委員会委員長は調査結果を速やかに部局責任者、総括責任者及び最高管理責任者へ報告しなければならない。

5 不正の事実が確認された場合は、国家公務員法、国家公務員倫理規程、人事院規則等に基づき、不正に関連した者に対して処分等を行うものとする。

(調査委員会設置)

第12条 調査委員会は、国水研及び通報者、被通報者との直接の利害関係を有しない国水研に属さない第三者を含むメンバー等で構成する。

2 調査委員会は、不正の有無及び不正の内容、関与した者及びその関与の程度、不正使用の相当額等について調査し、認定する。

(不正使用による研究費の返還)

第13条 科研費の不正使用の疑いが発生した場合は、最高管理責任者は、必要に応じて、当該研究者の調査対象研究費の使用停止を命ずることとする。

2 不正使用が明らかになった場合は、その不正使用相当額の全額を当該研究者が負担し、返還することを原則とする。

(配分機関への報告及び調査への協力)

第14条 調査の実施に際し、調査について配分機関に報告、協議しなければならない。

2 内部通報等の受付から210日以内に、調査結果、不正発生要因、不正に関与した者が関わる他の競争的資金における管理・監査体制の状況、再発防止計画等を含む最終報告書を配分機関に提出する。期限までに調査が完了しない場合であっても、調査の中間報告を配分機関に提出する。

3 調査の課程であっても、不正の事実が一部でも確認された場合は速やかに認定し、配分機関に報告する。また、配分機関の求めに応じ、調査の終了前であっても、調査の進捗状況報告及び調査の中間報告を当該配分機関に提出しなければならない。

4 国水研は、配分機関から求めがあったときは、調査に支障がある等、正当な事由がある場合を除き、当該事案に係る資料の提出又は閲覧、現地調査に応じるものとする。

(秘密の保持)

第15条 調査等において通報者が特定されないよう配慮するとともに、調査にあたっては、被通報者や調査協力者の信用、名誉、プライバシー等に配慮しなければならない。

附 則

この規程は、平成21年11月5日から施行する。